様式１

参　加　申　込　書

次の業務について、プロポーザル（企画提案）に参加を申し込みます。

なお、企画提案募集実施要領３「参加者の資格に関する要件」に掲げる条件を全て満たすこと、及びこの申込書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名

虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務

令和　年　月　日

愛媛県知事　中　村　時　広　様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者職氏名

電話番号及びFAX

E-mail

様式2

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和　年　月　日

　愛媛県知事　中　村　時　広　様

共同企業体の名称

　構成員　住　　　　所

（代表者）

　　　　　商号又は名称

代　 表　 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　構成員　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　（以下、構成員列記）

このたび、虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務について、契約書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式2-1（別紙）

委　　任　　事　　項

１　虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務に関し、当共同企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限

２　入札及び見積りに関する一切の権限

３　委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限

４　その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使　用　印

様式2-2（例示）

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）愛媛県発注に係る虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託

（２）前号に付帯する事業

(名称)

第２条　当共同企業体は、虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第３条　共同企業体は、事務所を愛媛県　　　市　　町　　番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第４条　共同企業体は、　年　月　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

代　 表 　者

住　　　　所

商号又は名称

代　 表 　者

（以下構成員を列記）

(代表者の氏名)

第６条　共同企業体は、　　　　　　を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条　共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称　　　　　％

商号または名称　　　　　％

（以下構成員を列記）　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第９条　共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第１０条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第１１条　共同企業体の取引金融機関は、　　銀行　　支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第１２条　共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には､第８条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第１７条　共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第１８条　構成員のうちいずれかが、第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第１９条　共同企業体の代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第２０条　共同企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第２１条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外　　社は、上記のとおり、虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代 表　 者　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代　 表　 者　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　（以下構成員を列記）

様式3

会　社　概　要　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案者 | 名称 | 連絡担当者 | 所属 |
| 役職・氏名 |
| 所在地 | 電話番号 |
| FAX |
| ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ | E-Mail |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設立年月 |  | 資本金（円） |  |
| 年間売上金（円） |  | 従業員数（人） |  |
| 支社・支店・営業所等 |  | 関連会社又は協力会社 |  |
| 会社の特色・認証取得等例）ISO、ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰﾏｰｸ等 |  |
| 担当するサービス拠点 | 住所 |  |
| 名称 |  |

※共同企業体の場合は、構成員全員が作成すること。

様式4

受託実績報告書

令和　年　月　日

過去の類似・関連事業の受託実績を以下のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 契約概要 | 発注者 | 契約日契約金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

１　公告日から過去３年間の実績を記入のこと。

２　国や地方公共団体等からの受託実績がある場合は優先的に記載のこと。

３　５件以上ある場合は、契約金額の大きいものから上位５つを記載のこと。

４　記載した業務は、契約書の写しと実施内容が分かる資料を添付すること。

様式5

質　問　書

令和　年　月　日

愛媛県知事　中　村　時　広　様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

電話番号及びFAX

E-mail

虐待防止のためのＳＮＳ相談事業実施業務企画提案募集実施要領等について、以下のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 実施要領等（頁・番号） | 質問内容 |
| 1 |  |  |
| 2 |  |  |